



介護医療院便り

2023年2月号
西尾病院介護医療院
本館5, 6階

ご挨拶

余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

1月27日、日本政府は 新型コロナウイルスの感染症
法上の位置づけを、5月8日に 季節性インフルエンザ
と同じ 5類に引き下げることに対策本部で正式に決
定しました。

西尾病院の体制等につきましては、都度お知らせさせ
ていただきます。

現在のところ 面会禁止のご協力は引き続きお願いし
ています。

医療院については 5階エレベーター前までの ご家族
の立ち入りは許可していますが

十分な感染対策をしたうえでの立ち入りをお願いいたします。



【利用者様と作成した今月の作品です】

1月28日には 新春お茶会、2月3日には
節分会を行いました。



西尾病院ホームページについてのお知らせ



西尾病院ホームページが リニューアルされています。

介護医療院のページもあり、ご利用者様の様子が見られます。是非一度閲覧してみてください

<https://nishio-hp.or.jp>

お役立ち情報



医療費控除について お知らせ

度々、医療院新聞において 医療費控除のご案内をさせて頂いておりますが、今回 請求書と一緒にご家族にお渡ししている、**2022年 12 月分利用料の領収印が押してあるもの**までが 昨年度の医療費控除の対象となりますので、再度 ご家族への説明をさせていただきます。

入所中のご利用者自身が、税金の支払いがある方、世帯を同一しているご家族に税金の支払いがある方は 医療費控除の申告をお勧めします。

介護医療院にお支払いいただいている(口座引き落とししている)利用料の中で、介護保険対象部分・食費・居住費 が医療費控除の対象となり、毎月お支払い頂く利用料の 大部分を占めます。

介護医療院では **【医療費控除証明書】**をお出しすることもできます。これは領収書の中でも 医療費控除に当たるものだけを抜粋した証明書になるため、確定申告の時に便利です。ただし、文書料を頂く事となります。

必要な方は ケアマネージャーまでご連絡下さい。(57-5138 内線 577 荒木)

※ **医療費控除は5年前まで遡れます。【医療費控除証明書】で過去の分(入所時からの分)をお出しすることもできます**

障害者控除対象者認定書



障害者手帳の交付を受けていなくても、介護認定の内容によって、**手帳を持っている方と同等に、**

税の【障害者控除】を受けることができます。

この控除を受けるためには **市役所に申請し、障害者控除対象者認定書の交付**を受けて**確定申告の際に提出**する必要があります。

65歳以上で要介護1～5の認定があり 身体障害・知的障害と同等と認められる場合の方が対象です。詳しくは、住所地の市役所に お問い合わせください。